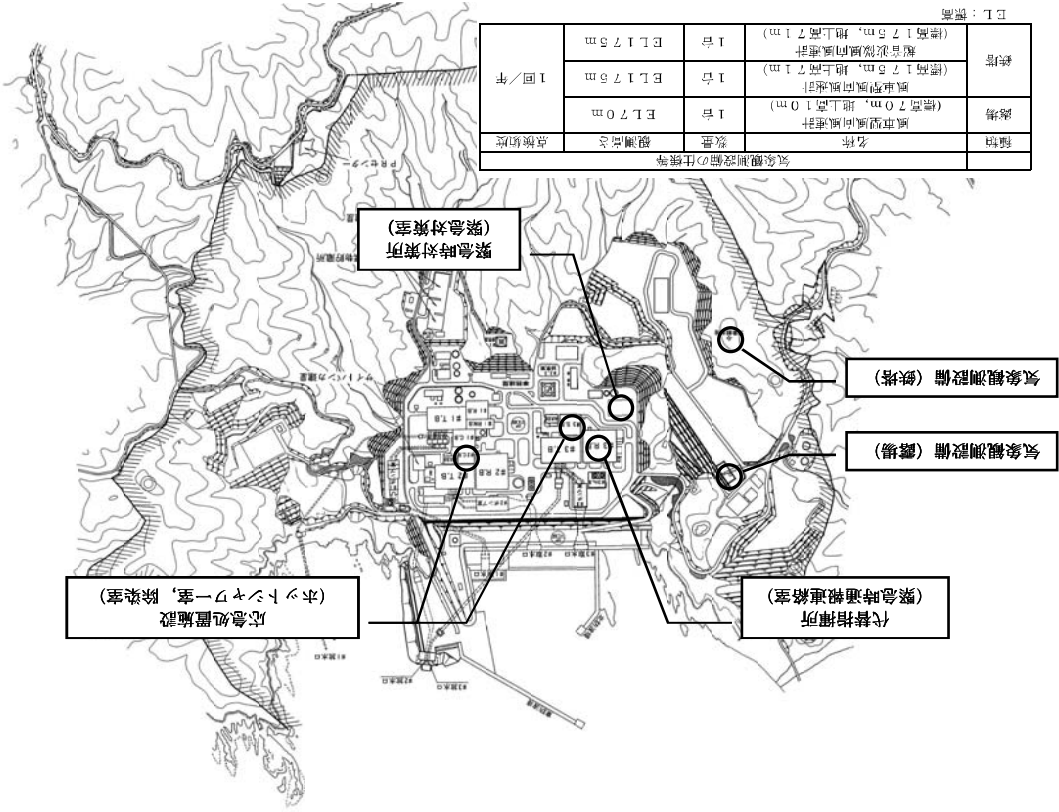
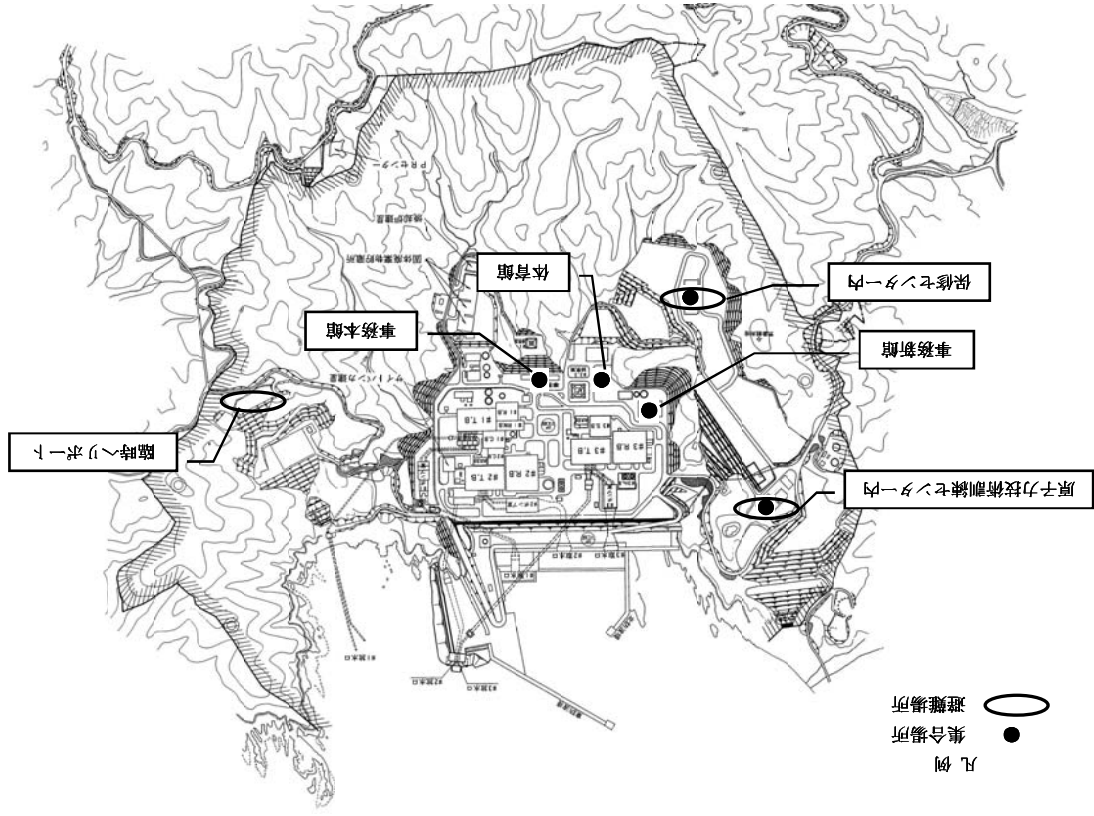


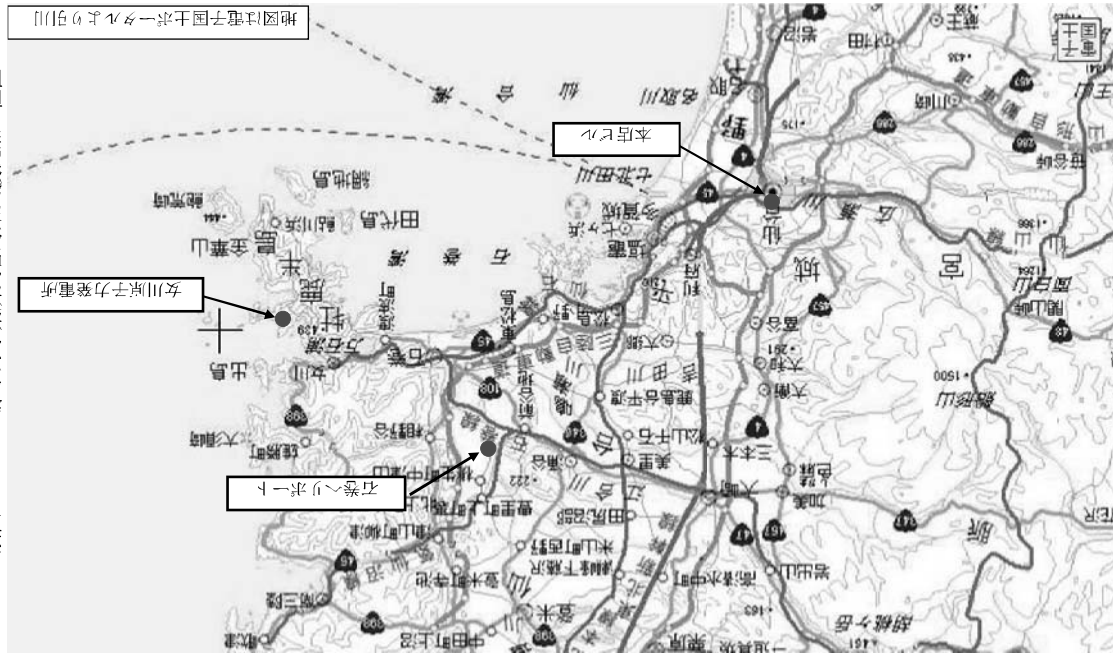
別図2-9 発電所内の緊急時対策所と応急処置施設等



別図2-10 発電所敷地内の集合場所と避難場所

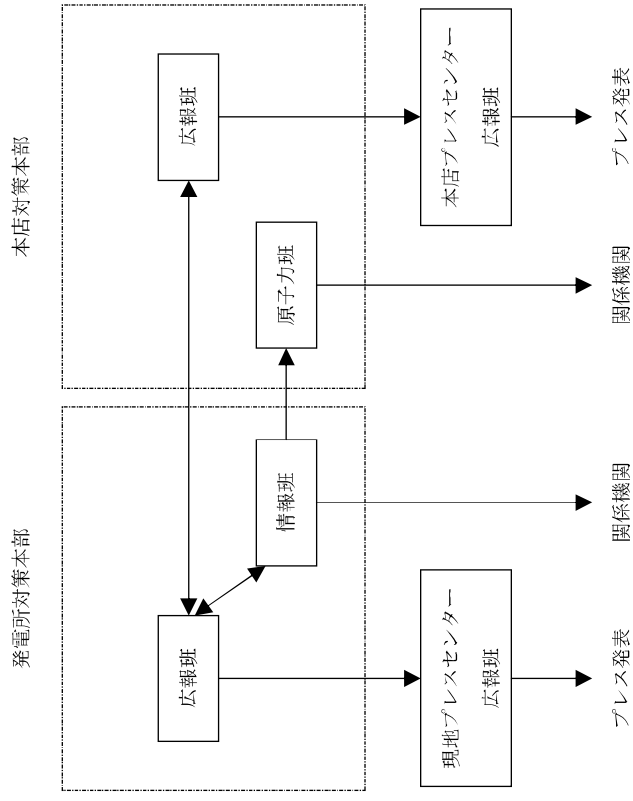


別図2-1-1 原子力事業所災害対策支援拠点の位置



地図は電子国土ポータルより引川

別図3-1-1 公表内容の伝達経路



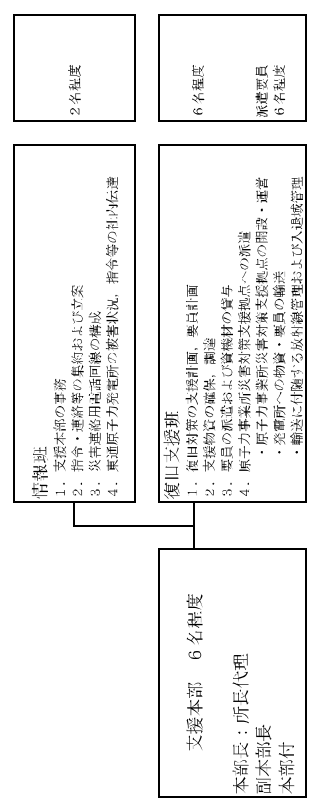
別表2-1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(1/7)

原災法関係省令名称は、以下のとおり略して別表中に示す。
 ・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令」は、「通報事象省令」という。
 ・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令」は、「防災業務計画省令」という。
 ・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運転に係る事象等に関する省令」は、「外運転通報事象省令」という。

略称	法令
(1) 敷地境界 放射線量上昇	政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより 検出されたこと。 政令第4条第1項(第1項に規定する基準) 法第10条第1項の政令で定める基準は、5 μSv/hの放射線量とする。 政令第4条第2項(第2項の定めによること) 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定に より設置された放射線測定設備の二又は二以上について、それぞれ単位時間(2 分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数 値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを 点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかにかに該当する 場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 一 当該数値が1地点のみにおいて検出された場合(検出された時間が10分 間未満であるときに限る。) 二 当該数値が落雷の時に検出された場合 政令第4条第3項(第3項の定めによること) 前項の定めによることにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定 により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っ ている場合において、当該放射線測定設備の二又は二以上についての数値が1 μSv/h以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、 前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線 測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子 力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計 することにより行うものとする。 通報事象省令第4条(原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線(自然放射線による ものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、防災業務計画省 令第4条第1項の規定により備え付けられた中性子線測定用可搬式測 定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値 に換算することにより行うものとする。

※本計画修正後、政令等の改正があったため、資料3-2-3と一部記載が異なる。以下同じ。

別図5-1 東通原子力発電所支援本部の業務分掌



別表 2-1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (2/7)

略称	法令		
(2) 放射性物質 通常経路放出	<p>政令第 4 条第 4 項第 2 号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第 1 項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第 1 項に規定する放射線量：5 μ Sv/h (1) 参照 原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ： 通報事象省令第 5 条添付参照</p>		
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	<p>政令第 4 条第 4 項第 3 号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域 (その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。) 外の場所 (前号に規定する場所を除く。) において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ 50 μ Sv/h 以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が 5 μ Sv/h の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>通報事象省令第 6 条第 1 項 (原子力規制委員会規則で定める区域) 令第 4 条第 4 項第 3 号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業所の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。</p> <p>(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="922 1254 1029 1973"> <thead> <tr> <th>原子炉設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉等規制法第 43 条の 4 第 1 項に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者 にあっては美用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 条第 2 項第 4 号 に、(略) 規定する管理区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所 (2) 参照</p>	原子炉設置者	原子炉等規制法第 43 条の 4 第 1 項に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者 にあっては美用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 条第 2 項第 4 号 に、(略) 規定する管理区域
原子炉設置者			
原子炉等規制法第 43 条の 4 第 1 項に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者 にあっては美用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 条第 2 項第 4 号 に、(略) 規定する管理区域			

別表 2-1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (3/7)

略称	法令
(4) 事業所外運搬 放射線量異常	<p>通報事象省令第 6 条第 3 項 (原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第 4 条第 4 項第 3 号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第 4 条第 4 項第 3 号イの放射線量の水準を 10 分間以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</p> <p>通報事象省令第 6 条第 4 項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により令第 4 条第 4 項第 3 号イの放射線量の水準又は第 2 項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>通報事象省令第 6 条第 2 項 (原子力規制委員会規則で定める基準) 令第 4 条第 4 項第 3 号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空气中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に 50 を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合は、空气中濃度限度 (当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。) のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値</p> <p>政令第 4 条第 4 項第 4 号 事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>外運搬通報事象省令第 2 条第 1 項 (原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ) 令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>外運搬通報事象省令第 2 条第 2 項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により令第 4 条第 4 項第 4 号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>

略称	法令
(5) スクラム失敗	通報事象省令第 7 条第 1 号イ (1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材 (略) により原子炉を停止することができないこと。
(6) 原子炉冷却材喪失	通報事象省令第 7 条第 1 号イ (2) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材 (略) の漏えいが発生すること。
(7) 原子炉給水喪失	通報事象省令第 7 条第 1 号イ (3) 原子炉 (略) の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置 (当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。) が作動しないこと。
(8) 原子炉除熱機能喪失	通報事象省令第 7 条第 1 号イ (5) 原子炉 (略) の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失することが喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
(9) 全交流電源喪失	通報事象省令第 7 条第 1 号イ (6) 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。
(10) 直流電源喪失	通報事象省令第 7 条第 1 号イ (7) 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が 5 分以上継続すること。
(11) 停止時原子炉水位異常低下	通報事象省令第 7 条第 1 号イ (8) 原子炉 (略) の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位 (略) まで低下すること。
(12) 燃料プールの水位異常低下	通報事象省令第 7 条第 1 号イ (10) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。
(13) 中央制御室使用不能	通報事象省令第 7 条第 1 号イ (11) 原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
(14) 原子炉外境界	通報事象省令第 7 条第 2 号 原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の内部を除く。) において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。

略称	法令
(15) 事業所外運搬放射性物質漏えい	外運搬通報事象省令第 3 条 令第 4 条第 4 項第 5 号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬 (核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等) を定める告示第 3 条並びに第 5 条第 1 項第 1 号 (液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。) 及び第 2 項第 1 号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第 4 条並びに第 10 条第 1 項第 1 号 (液体又は気体であって専用積載としない) で運搬する場合におけるものを除く。) 及び第 2 項第 1 号並びに第 7 条第 1 項第 1 号 (液体又は気体であって専用積載としない) で運搬する場合におけるものを除く。) 及び第 2 項第 1 号に規定する核燃料物質等の運搬 (略) において、当該原子炉から熱を除去する機能が喪失すること。
(16) 原子力緊急事態宣言に関する事象	政令第 4 条第 4 項第 6 号 政令第 4 条第 4 項第 1 号から第 5 号に掲げるもののほか、政令第 6 条第 4 項第 3 号または第 4 号に掲げる事象。 別表 2-2 参照。

別表2-1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (6/7)

添付 通報事象省令第5条第1項の規定に基づく水準 (1/2)

場合	基準	検出
一 検出された放射線物質の種類が明らかで、1種類の放射線物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づき係数を乗じて得た値 ロ 放射線の測定により管理すべき空気中の放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づき係数を乗じて得た値 ハ 水中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に5.0を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。 ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)として検出すること。 ハの値を10分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射線物質の種類が明らかで、2種類以上の放射線物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれそれらの放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度 ロ 放射線の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の放射線のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の放射能の値 ハ 水中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。 ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)として検出すること。 ハの値を10分間以上継続して検出すること。

特性に係る別表に基づく係数：通報事象省令第5条の別表に基づく係数

別表2-1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (7/7)

添付 通報事象省令第5条第1項の規定に基づく水準 (2/2)

場合	基準	検出
三 検出された放射線物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づき係数を乗じて得た値 ロ 放射線の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づき係数を乗じて得た値 ハ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度(当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに5.0を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。 ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)として検出すること。 ハの値を10分間以上継続して検出すること。

空气中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第4号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

水中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第7号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

特性に係る別表に基づく係数：通報事象省令第5条の別表に基づく係数

別表2-2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(1/4)

別表2-2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(2/4)

略称	法令
(1) 敷地境界 放射線量上昇	<p>法令第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合</p> <p>政令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備） 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係両都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>政令第6条第2項（政令で定める測定方法） 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>政令第6条第3項（政令で定める基準） 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量（法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上についての数値が5μSv/h以上である場合）については、当該各放射線測定設備における放射線量と第4条第3項に規定する中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量）又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 500μSv/h 二（以下、略）</p> <p>政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報事象省令第12条（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会で定めるところ） 第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者については、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に100を乗じて得たものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>
(2) 放射性物質 通常経路放出	<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一（略） 二（略）</p> <p>政令第6条第4項第3号 政令第6条第4項第3号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一（略） 二（略） 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h 政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内外部（原子炉の本体の内外部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p> <p>通報事象省令第14条第1号イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。</p> <p>通報事象省令第14条第1号ロ 原子炉（略）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合（略）において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないうこと。</p>

※本計画修正後、政令等の改正があったため、資料3-2-4と一部記載が異なる。以下同じ。

略称	法令
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一（略） 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三（略）</p> <p>政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報事象省令第13条（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ） 第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一（略） 二（略） 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h 政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内外部（原子炉の本体の内外部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p> <p>通報事象省令第14条第1号イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。</p> <p>通報事象省令第14条第1号ロ 原子炉（略）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合（略）において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないうこと。</p>
(4) 事業所外運搬 放射線量上昇	<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一（略） 二（略） 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h 政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内外部（原子炉の本体の内外部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p> <p>通報事象省令第14条第1号イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。</p> <p>通報事象省令第14条第1号ロ 原子炉（略）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合（略）において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないうこと。</p>
(5) 原子炉外臨界	<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一（略） 二（略） 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h 政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内外部（原子炉の本体の内外部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p> <p>通報事象省令第14条第1号イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。</p> <p>通報事象省令第14条第1号ロ 原子炉（略）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合（略）において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないうこと。</p>
(6) 原子炉停止機能喪失	<p>通報事象省令第14条第1号イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。</p> <p>通報事象省令第14条第1号ロ 原子炉（略）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合（略）において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないうこと。</p>
(7) ECS作動 失敗	<p>通報事象省令第14条第1号ロ 原子炉（略）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合（略）において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないうこと。</p>

別表2-2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(3/4)

別表2-2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(4/4)

略称	法令
(8) 格納容器圧力上昇	通報事象省令第14条第1号ハ 原子炉の運転中に原子炉格納容器の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達すること。
(9) 圧力抑制機能喪失	通報事象省令第14条第1号ニ 原子炉（略）の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
(10) 原子炉冷却機能喪失	通報事象省令第14条第1号ホ 原子炉の運転中（沸騰水型軽水炉等及び加圧水型軽水炉については全ての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。）において、原子炉を冷却する全ての機能（略）が喪失すること。
(11) 直流電源喪失	通報事象省令第14条第1号ヘ 原子炉の運転中に全ての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
(12) 炉心溶融	通報事象省令第14条第1号ト 原子炉格納容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の温度を検知すること。
(13) 停止時原子炉水位異常低下	通報事象省令第14条第1号チ 原子炉の停止中に原子炉格納容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉格納容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。
(14) 中央制御室等使用不能	通報事象省令第14条第1号ヌ 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。

略称	法令
(15) 事業所外運搬放射性物質漏えい	外運搬通報事象省令第4条 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄、別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、別表第七の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

別表2-3 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名	人 数
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会(事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合)においては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報班	4名
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	情報班	1名
	オフサイトセンター	副本部長 本部付	3名
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班	2名
	オフサイトセンター	本部付 広報班	2名
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	放射線管理班 保修班	3名
	オフサイトセンター	本部付	1名
(5) 原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電管理班 技術班	4名
(6) 防災に関する施設設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班	4名
	発電所内	放射線管理班 保修班	3名
(7) 放射性物質による汚染の除去	オフサイトセンター	本部付	2名
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部付 総務班	4名
	発電所内	本部付 総務班 保修班	4名
(9) 原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部付 総務班	4名
(10) 原子力事業所内の整備および原子力事業所内における従業員等の避難誘導	発電所内	本部付 総務班	4名

別表2-4 原子力防災管理者の代行順位

順位	副原子力防災管理者
1	所長代理
2	技術系部長 ※
3	調査役 ※
4	技術系課長 ※

※：副原子力防災管理者を複数名選任している場合の代行順位は、あらかじめ定めるところによる。

別表2-5 原子力防災資機材 (1/2)

分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	
放射線障害防護用具	汚染防護服	黄服・防水型被服・薄綿手袋・黄靴下・靴カバー・ゴム手袋	40組	緊急機材庫	1回/年	
		呼吸用ポンベ(交換用のものを含む。)その他の機器と一体となつて使用する防護マスク	4個	緊急機材庫		
非常用通信機器	フィルター付き防護マスク	チャコールフィルタ	30個	緊急機材庫	1回/年	
		通常の業務に使用しない電話回線	1回線	緊急対策室		
計測器等	ファクシミリ装置	防災ファックス	1台	緊急対策室	1回/年	
		特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	29台	防災要員常備		
計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒放射線モニタ	3台	スタック放射線モニタ室	1回/Cy	
		R W排水放射線モニタ	1号機廃棄物処理建屋1階	3台		緊急機材庫
			2号機廃棄物処理の地下2階			
			3号機サーベイス建屋地下3階			
計測器等	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーション式γ線サーベイメータ	4台	緊急機材庫	2回/年	
		電離箱式サーベイメータ	6台			
		中性子線測定用可搬式測定器	3台			1回/年
計測器等	空間放射線積算線量計	T.L.D.素子	104個		1回/年	

※：1回/Cy (サイクル) とは、原則として原子炉施設の定期検査毎に行うことをいう。

別表2-5 原子力防災資機材 (2/2)

分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度
計測器等	可搬式ダスト測定関連機器	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	4台	緊急機材庫	2回/年
		シンチレーション式β線サーベイメータ	2台		
計測器等	(1) サンプラ	シンチレーション式α線サーベイメータ	6台	緊急機材庫	1回/年
		ポータブルエアサンプラ	1台	測定センター	
計測器等	(2) 測定器	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	1台	測定センター	1回/年
		ポータブルエアサンプラ	71台	緊急機材庫	
計測器等	個人用外部破ばく線量測定器	Ge半導体検出器	18,000錠	健康推進センター	1回/年
		警報付ポケット線量計	1式	ビル管理室	
計測器等	ヨウ化カリウムの靱剤	安在ヨウ素剤	1式	除染室	1回/年
		担架	1台	構内駐車場	
計測器等	除染用具	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	1式	構内駐車場	1回/年
		屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	1式	消防車庫	
計測器等	環境中の放射線量または放射線物質の測定のための車両	化学消防ポンプ自動車	1台	構内駐車場	1回/年
		モニタリングカー	1台	構内駐車場	

別表2-6 原子力防災資機材以外の資機材 (1/3)

分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	
放射線障害 防護用器具	タンダステンベスト	10着	緊急機材庫	1回/年	
	フィルター付き防護マスク	50個			
	汚染防護服	タイベック	1,000着		構内
		ゴム手袋	2,000双		
	全面マスク	50個	緊急機材庫		
	遮へい材	100枚	構内		
	TLDリーダー	1台	測定センター		
	社内電話	1式	構内		
	携帯電話 (緊急連絡用)	1式	特別管理施設設備等		
	衛星通信 電話	内線専用	1台		緊急対策室
通信用機軸室		1台	通信機軸室		
外線専用		4台	緊急対策室		
石巻消防署等への専用通信回線 自治体等関係機関への専用通信回線	小屋取第2寮	1台	構内		
	構内	1式	緊急対策室		
非常用 通信機器	指令端末	4台	緊急対策室, 中央制御室, 環境・燃料部, 測定センター	1回/年	
	無線設備	3台	モニタリングカー, 業務車 (環境・燃料部, 測定センター)		
			構内		
	緊急連絡装置	5台	構内		
			緊急対策室		
	社内情報放送装置 ページング	1式	構内		
			構内		
	IP電話 (地上系) 注	4台	緊急対策室		
			緊急対策室		
	アナログ電話 (衛星系) 注	2台	緊急対策室		
緊急時通報連絡室					
IPファックス (地上系) 注	2台	緊急対策室			
		緊急対策室			
IPファックス (衛星系) 注	1台	緊急対策室			
		緊急時通報連絡室			
テレビ会議システム 注 (地上系・衛星系兼用)	1台	緊急対策室			
		緊急時通報連絡室			
計測器等	個人用外部被ばく線量測定器	50個	緊急機材庫		
	Ge半導体式試料放射能測定装置	1台	測定センター		
	GM管式汚染サーベイメータ	2台	緊急機材庫		
	可搬式モニタリングポスト	2台	事務新館		
その他	ホールボディーカウンター	1台	WBC室		
	車両	2台	環境・燃料部, 測定センター		

注：統合原子力防災ネットワークに接続する機器

別表2-6 原子力防災資機材以外の資機材 (2/3)

分類	名称	数量	設置場所	点検頻度
シビアアクシ デント対策等 に関する主な 資機材	大容量電源装置 5000kVA	3台	大容量電源装置エリア (O.P. 52m)	1回/年
	高圧応急用発電機車 400kVA	4台	予備発電設備設置場所周辺 (O.P. 24m)	1回/月
	代替海水ポンプ (送水車) 定格流量：30,000L/min 吐出圧：1.2MPa	2台	保修センター北側駐車場付近 (O.P. 60m)	1回/月
	代替注水車 定格流量：2800L/min 吐出圧：0.85MPa	3台	保修センター北側駐車場付近 (O.P. 60m)	1回/月
	水槽付消防ポンプ自動車 定格流量：2000L/min 吐出圧：0.85MPa	1台	消防車庫 (O.P. 25m)	1回/年
	タンクローリー 4kL	2台	旧グラント (タンクローリー駐車場) (O.P. 59m)	1回/年
	ホイールローダー	2台	消防車庫横 (O.P. 25m)	1回/月
	燃料 (軽油)	7.5kL	大容量電源装置エリア (O.P. 52m)	1回/月

O.P.：女川原子力発電所工事用基準面

(2) 発電所以外に備え付ける資機材

分類	名称	数量	設置場所	点検頻度
統合原子力防 災ネットワー クに接続する 通信機器	IP電話 (地上系) 注	6台	本店	1回/年
	アナログ電話 (衛星系) 注	2台		
	IPファックス (地上系) 注	3台		
	IPファックス (衛星系) 注	1台		
	テレビ会議システム 注 (地上系・衛星系兼用)	1台		

注：統合原子力防災ネットワークに接続する機器

別表2-6 原子力防災資機材以外の資機材 (3/3)

分類	名称	数量	保管場所	点検頻度
原子力事業所 災害対策支援 に必要な主な 資機材	入退感管理用機材	1式	本店	1回/年
	表面汚染サーベイメータ	1.8台		
	NaIシンチレーションサーベイメータ	1台		
	電離箱式サーベイメータ	1台		
	個人線量計	405台		
	保護衣類	4,050組		
	フィルター付き防護マスク	675個		
	可搬式発電機 (2.8kVA)	3台		
	発電機付き投光機	5台		
	デント	4張		
	除染用具	1式		
	衛星携帯電話	10台		
	安定ヨウ素剤	5,000錠		
	原子力災害対策活動で使用する資料 (別表2-7参照)	1式		

別表2-7 原子力災害対策活動で使用する資料

資料名
1. 発電所周辺地図
① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ※
② 発電所周辺地域地図 (1/50,000) ※
2. 発電所周辺航空写真パネル ※
3. 発電所気象観測データ
① 統計処理データ
② 毎時観測データ
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ
① 空間線量モニタリング配置図
② 環境試料サンプリング位置図
③ 環境モニタリング測定データ
5. 発電所周辺人口関連データ
① 方位別人口分布図
② 集落の人口分布図
③ 市町村人口表
④ 市町村市街図 ※
6. 発電所主要系統模式図 (各ユニット)
7. 原子炉設置許可申請書 (各ユニット) ※
8. 系統図およびプラン配置図
① 系統図
② プラント配置図 ※
9. プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 (各ユニット)
10. プラント主要設備概要
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各ユニット)
12. 規定類
① 原子炉施設保安規定 ※
② 原子力事業者防災業務計画 ※
13. 事故時操作手順書類

□：原子力災害対策特別措置法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために内閣総理大臣に提出する資料

※：原子力事業者災害対策支援拠点で使用する資料

別表2-8 原子力災害対策活動で使用する施設(1/2)

1. 緊急時対策所

項目	仕様
建物の仕様	免震構造 高所に設置 (O. P. 2. 2. 4 m)
床面積	約430 m ²
放射線防護対策	ヨウ素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造
非常用電源	発電所非常用母線 大容量電源装置 (5, 000 kVA×3台) 高圧応急用発電機車 (400kVA×4台) 緊急時対策所専用非常用発電機 (300kVA×2台) *
備蓄燃料	約0. 95 m ³ (発電所構内 約1, 500 m ³)

※平成25年度に運用開始予定

2. 代替指揮所

項目	仕様
建物の仕様	耐震構造 高所に設置 (O. P. 2. 4. 55 m)
床面積	約99 m ²
放射線防護対策	ヨウ素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造
非常用電源	発電所非常用母線 大容量電源装置 (5, 000 kVA×3台)
備蓄燃料	発電所構内 約1, 500 m ³

O. P. : 女川原子力発電所工事用基準面

別表2-8 原子力災害対策活動で使用する施設(2/2)

3. 原子力事業所災害対策支援拠点

(1) 石巻ヘリポート

項目	仕様
所在地	宮城県石巻市桃生町神取字土手前46-1
発電所からの 方位・距離	西北西 約27 km
敷地面積	約5, 000 m ²
非常用電源	可搬式発電機 (2. 8kVA×3台)
その他	消耗品類 (燃料, 食料, 飲料水等) は小売店より調達, 社内融通等

(2) 東北電力本店ビル

項目	仕様
所在地	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
発電所からの 方位・距離	西南西 約56 km
敷地面積	約18, 000 m ²
非常用電源	下表4. のとおり
その他	下表4. のとおり

4. 本店対策本部室

項目	仕様
所在地	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号 東北電力本店ビル
建物の仕様	耐震構造
床面積	約460 m ²
非常用電源	非常用ガスタービン発電設備 (1, 500kVA×1台)
その他	備蓄燃料 約8, 000リットル 備蓄食料・飲料水 3日分以上 不足時は小売店より調達

別表2-9 訓練の内容

訓練の項目	対象	頻度	訓練内容
緊急時演習 (総合訓練)	緊急時対策要員 本店緊急時対策要員	1回/2年 程度	本店を含めた総合的な原子力防災訓練を行い、社内における情報連絡等を行う。 原災法第15条事象またはシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練に記載するいくつかの訓練要素を組み合わせた総合的な訓練を行う。
	緊急時対策要員	1回/年	以下の要素別に訓練を行う。 ①通報訓練 原子力規制庁、自治体等への通報連絡および初期対応等を行う。 ②緊急被ばく医療訓練 管理区域内での負傷者発生を想定し、負傷者の搬出、除染および応急処置等を行う。 ③モニタリング訓練 サーベイメータ等の放射線測定器を用いて、緊急時モニタリング等を行う。 ④避難誘導訓練 緊急体制発令時の発着所避難者の避難誘導等を行う。

別表2-10 原子力緊急事態支援組織

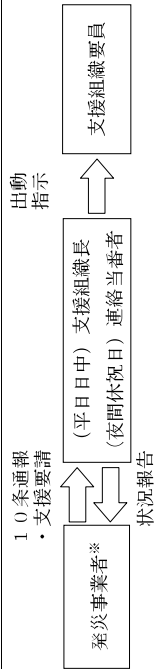
1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地：福井県敦賀市香見165-9-6)
施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場等
要員数	9名(組織長、対応要員)

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材(4.参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上および拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置および新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応および発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制	 <p>10条通報 ・支援要請</p> <p>発災事業者* → (平日日中)支援組織長 (夜間休況日)連絡当番者 → 支援組織要員</p> <p>状況報告</p>
発災事業者への支援内容	<p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を開始する。 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援および資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。

4. 保有資機材一覧

資機材については1回/年保守点検を行う。また、不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。

分類	名称	数量	保管場所
遠隔操作ロボット	現場直検(撮影、放射線測定)用ロボット	2台	資機材保管
	障害物撤去用ロボット	1台	スペース

別表3-1 伝送データ項目 (2/6)

女川1号機 (2/2)

Table with columns: No., 常時伝送項目, 単位. Rows include items like 81 総給水流量, 82 RCI C注入ライン第2隔離弁全閉, 83 RCJCポンプ出口流量, etc.

別表3-1 伝送データ項目 (1/6)

女川1号機 (1/2)

Table with columns: No., 常時伝送項目, 単位. Rows include items like 41 原子炉水位 (広帯域), 42 原子炉水位 (燃料域), 43 APRMレベル (平均), etc.

別表3-1 伝送データ項目 (3/6)

女川2号機 (1/2)

No.	常時伝送項目	単位	常時伝送項目	単位
1	スタック放射線モニタ (IC) A	A	APRMレベル (平均)	%PWR
2	スタック放射線モニタ (IC) B	A	全副機全挿入	DIGITAL
3	スタック放射線モニタ (SCIN) A	s-1	ドライウエル圧力 (広帯域) (載大)	kPa[abs]
4	スタック放射線モニタ (SCIN) B	s-1	圧力抑制室 圧力 (載大)	kPa[abs]
5	SGTS放射線モニタ (IC) A	A	PCIS内制御離	DIGITAL
6	SGTS放射線モニタ (IC) B	A	PCIS外制御離	DIGITAL
7	風向 (観測誤差)	deg	主蒸気第1隔離弁 (A) 開	DIGITAL
8	風向 (露場観測)	deg	主蒸気第1隔離弁 (B) 開	DIGITAL
9	風速 (観測誤差)	m/s	主蒸気第1隔離弁 (C) 開	DIGITAL
10	風速 (露場観測)	m/s	主蒸気第1隔離弁 (D) 開	DIGITAL
11	大気安定度	-	主蒸気第2隔離弁 (A) 開	DIGITAL
12	モニタリングポスト IC線量率 H1	nGy/h	主蒸気第2隔離弁 (B) 開	DIGITAL
13	モニタリングポスト IC線量率 H2	nGy/h	主蒸気第2隔離弁 (C) 開	DIGITAL
14	モニタリングポスト IC線量率 H3	nGy/h	主蒸気第2隔離弁 (D) 開	DIGITAL
15	モニタリングポスト IC線量率 H4	nGy/h	MSIV (第1) 全弁 開	DIGITAL
16	モニタリングポスト IC線量率 H5	nGy/h	MSIV (第2) 全弁 開	DIGITAL
17	モニタリングポスト IC線量率 H6	nGy/h	6.9KV母線 6-2A電圧	V
18	モニタリングポスト NaI線量率 L1	nGy/h	6.9KV母線 6-2B電圧	V
19	モニタリングポスト NaI線量率 L2	nGy/h	6.9KV母線 6-E電圧	V
20	モニタリングポスト NaI線量率 L3	nGy/h	6.9KV母線 6-2SA1電圧	V
21	モニタリングポスト NaI線量率 L4	nGy/h	6.9KV母線 6-2SA2電圧	V
22	モニタリングポスト NaI線量率 L5	nGy/h	6.9KV母線 6-2SB1電圧	V
23	モニタリングポスト NaI線量率 L6	nGy/h	6.9KV母線 6-2SB2電圧	V
24	原子炉圧力 (広帯域) (BV)	MPa	6.9KV母線 6-2C電圧	V
25	PLRポンプ (A) 入口温度 (T/C)	°C	6.9KV母線 6-2D電圧	V
26	PLRポンプ (B) 入口温度 (T/C)	°C	D/G 2A しや断器投入	DIGITAL
27	HPCSポンプ出口流量	m3/h	D/G 2B しや断器投入	DIGITAL
28	LPCSポンプ出口流量	m3/h	HPCS D/G しや断器投入	DIGITAL
29	ADS A系 作動	DIGITAL	D/W 放射線モニタA	Sv/h
30	ADS B系 作動	DIGITAL	D/W 放射線モニタB	Sv/h
31	HPCSポンプ運転中	DIGITAL	S/C 放射線モニタA	Sv/h
32	LPCSポンプ運転中	DIGITAL	S/C 放射線モニタB	Sv/h
33	RHRポンプ (A) 出口流量	m3/h	R/Vバローンロール部 周辺温度 (載大)	°C
34	RHRポンプ (B) 出口流量	m3/h	サブレッショニングプール水温 (載大)	°C
35	RHRポンプ (C) 出口流量	m3/h	圧力抑制室水位 (BV)	mm
36	RHRポンプ (A) 運転中	DIGITAL	CAMS 水素濃度 A	%
37	RHRポンプ (B) 運転中	DIGITAL	CAMS 水素濃度 B	%
38	RHRポンプ (C) 運転中	DIGITAL	CAMS (A) サンプル 切替 (D/W)	DIGITAL
39	原子炉水位 (広帯域) (PBV)	mm	CAMS (B) サンプル 切替 (D/W)	DIGITAL
40	原子炉水位 (燃料域) (PBV)	mm		

別表3-1 伝送データ項目 (4/6)

女川2号機 (2/2)

No.	常時伝送項目	単位	常時伝送項目	単位
81	CAMS 酸素濃度 A	%	格納容器スプレイ隔離弁 開	DIGITAL
82	CAMS 酸素濃度 B	%	格納容器スプレイ隔離弁 開	DIGITAL
83	総給水量	t/h	RHR A系 LPCI 注入隔離弁開	DIGITAL
84	RCIC タービン止め弁 開	DIGITAL	RHR B系 LPCI 注入隔離弁開	DIGITAL
85	RCICポンプ出口流量	m3/h	RHR C系 LPCI 注入隔離弁開	DIGITAL
86	SRV 開	DIGITAL	SRNM (A) 線形%出力	%PWR
87	RHR A系 格納容器スプレイ隔離弁 開	DIGITAL	SRNM (B) 線形%出力	%PWR
88	RHR B系 格納容器スプレイ隔離弁 開	DIGITAL	SRNM (C) 線形%出力	%PWR
89	RHR A系 LPCI 注入隔離弁開	DIGITAL	SRNM (D) 線形%出力	%PWR
90	RHR B系 LPCI 注入隔離弁開	DIGITAL	SRNM (E) 線形%出力	%PWR
91	RHR C系 LPCI 注入隔離弁開	DIGITAL	SRNM (F) 線形%出力	%PWR
92	SRNM (A) 線形%出力	%PWR	SRNM (G) 線形%出力	%PWR
93	SRNM (B) 線形%出力	%PWR	SRNM (H) 線形%出力	%PWR
94	SRNM (C) 線形%出力	%PWR	SRNM (A) 対数計数率	s-1
95	SRNM (D) 線形%出力	%PWR	SRNM (B) 対数計数率	s-1
96	SRNM (E) 線形%出力	%PWR	SRNM (C) 対数計数率	s-1
97	SRNM (F) 線形%出力	%PWR	SRNM (D) 対数計数率	s-1
98	SRNM (G) 線形%出力	%PWR	SRNM (E) 対数計数率	s-1
99	SRNM (H) 線形%出力	%PWR	SRNM (F) 対数計数率	s-1
100	SRNM (A) 対数計数率	s-1	SRNM (G) 対数計数率	s-1
101	SRNM (B) 対数計数率	s-1	SRNM (H) 対数計数率	s-1
102	SRNM (C) 対数計数率	s-1	SRNM (A) 計数率高高	DIGITAL
103	SRNM (D) 対数計数率	s-1	SRNM (B) 計数率高高	DIGITAL
104	SRNM (E) 対数計数率	s-1	SRNM (C) 計数率高高	DIGITAL
105	SRNM (F) 対数計数率	s-1	SRNM (D) 計数率高高	DIGITAL
106	SRNM (G) 対数計数率	s-1	SRNM (E) 計数率高高	DIGITAL
107	SRNM (H) 対数計数率	s-1	SRNM (F) 計数率高高	DIGITAL
108	SRNM (A) 計数率高高	DIGITAL	SRNM (G) 計数率高高	DIGITAL
109	SRNM (B) 計数率高高	DIGITAL	SRNM (H) 計数率高高	DIGITAL
110	SRNM (C) 計数率高高	DIGITAL	SGTSA系動作	DIGITAL
111	SRNM (D) 計数率高高	DIGITAL	SGTSB系動作	DIGITAL
112	SRNM (E) 計数率高高	DIGITAL	主蒸気管放射線高高A1	DIGITAL
113	SRNM (F) 計数率高高	DIGITAL	主蒸気管放射線高高A2	DIGITAL
114	SRNM (G) 計数率高高	DIGITAL	主蒸気管放射線高高B1	DIGITAL
115	SRNM (H) 計数率高高	DIGITAL		
116	SGTSA系動作	DIGITAL		
117	SGTSB系動作	DIGITAL		
118	主蒸気管放射線高高A1	DIGITAL		
119	主蒸気管放射線高高A2	DIGITAL		
120	主蒸気管放射線高高B1	DIGITAL		

別表3-1 伝送データ項目 (6/6)

女川3号機 (2/2)

No.	常時伝送項目	単位	常時伝送項目	単位	No.	常時伝送項目	単位
81	CAMS 酸素濃度 A	%	CAMS 酸素濃度 A	%	121	主蒸気管放射能高トリップB2	DIGITAL
82	CAMS 酸素濃度 B	%	CAMS 酸素濃度 B	%	122	放水口モニタ	cpm
83	総給水流量	t/h					
84	R C I C タービン止め弁 開	DIGITAL					
85	R C I C ポンプ出口流量	m ³ /h					
86	SRV 開	DIGITAL					
87	RHR A系 格納容器スプレイ隔離弁 開	DIGITAL					
88	RHR B系 格納容器スプレイ隔離弁 開	DIGITAL					
89	RHR A系 L P C I 注入隔離弁開	DIGITAL					
90	RHR B系 L P C I 注入隔離弁開	DIGITAL					
91	RHR C系 L P C I 注入隔離弁開	DIGITAL					
92	SRNM (A) 線形%出力	SPWR					
93	SRNM (B) 線形%出力	SPWR					
94	SRNM (C) 線形%出力	SPWR					
95	SRNM (D) 線形%出力	SPWR					
96	SRNM (E) 線形%出力	SPWR					
97	SRNM (F) 線形%出力	SPWR					
98	SRNM (G) 線形%出力	SPWR					
99	SRNM (H) 線形%出力	SPWR					
100	SRNM (A) 対数計数率	s-1					
101	SRNM (B) 対数計数率	s-1					
102	SRNM (C) 対数計数率	s-1					
103	SRNM (D) 対数計数率	s-1					
104	SRNM (E) 対数計数率	s-1					
105	SRNM (F) 対数計数率	s-1					
106	SRNM (G) 対数計数率	s-1					
107	SRNM (H) 対数計数率	s-1					
108	SRNM (A) 計数率高	DIGITAL					
109	SRNM (B) 計数率高	DIGITAL					
110	SRNM (C) 計数率高	DIGITAL					
111	SRNM (D) 計数率高	DIGITAL					
112	SRNM (E) 計数率高	DIGITAL					
113	SRNM (F) 計数率高	DIGITAL					
114	SRNM (G) 計数率高	DIGITAL					
115	SRNM (H) 計数率高	DIGITAL					
116	SGT S A系動作	DIGITAL					
117	SGT S B系動作	DIGITAL					
118	主蒸気管放射能高トリップA1	DIGITAL					
119	主蒸気管放射能高トリップA2	DIGITAL					
120	主蒸気管放射能高トリップB1	DIGITAL					

別表3-1 伝送データ項目 (5/6)

女川3号機 (1/2)

No.	常時伝送項目	単位	常時伝送項目	単位	No.	常時伝送項目	単位
1	排気筒放射線モニタ (I C) A	A	A P R M レベル (平均)	SPWR	41	A P R M レベル (平均)	SPWR
2	排気筒放射線モニタ (I C) B	A	全副機棒全挿入	DIGITAL	42	全副機棒全挿入	DIGITAL
3	排気筒放射線モニタ (S C I N) A	s-1	ドライエール圧力 (広帯域) (最大)	kPa[la]	43	ドライエール圧力 (広帯域) (最大)	kPa[la]
4	排気筒放射線モニタ (S C I N) B	s-1	圧力抑制室内圧力 (最大)	kPa[la]	44	圧力抑制室内圧力 (最大)	kPa[la]
5	SGT S 放射線モニタ A	A	P C I S 第1隔離	DIGITAL	45	P C I S 第1隔離	DIGITAL
6	SGT S 放射線モニタ B	A	P C I S 第2隔離	DIGITAL	46	P C I S 第2隔離	DIGITAL
7	風向 (観測誤差)	deg	主蒸気第一隔離弁 (A) 開	DIGITAL	47	主蒸気第一隔離弁 (A) 開	DIGITAL
8	風向 (露場観測)	deg	主蒸気第一隔離弁 (B) 開	DIGITAL	48	主蒸気第一隔離弁 (B) 開	DIGITAL
9	風速 (観測誤差)	m/sec	主蒸気第一隔離弁 (C) 開	DIGITAL	49	主蒸気第一隔離弁 (C) 開	DIGITAL
10	風速 (露場観測)	m/sec	主蒸気第一隔離弁 (D) 開	DIGITAL	50	主蒸気第一隔離弁 (D) 開	DIGITAL
11	大気安定度	-	主蒸気第二隔離弁 (A) 開	DIGITAL	51	主蒸気第二隔離弁 (A) 開	DIGITAL
12	モニタリングボスト I C 線量率 H1	nGy/h	主蒸気第二隔離弁 (B) 開	DIGITAL	52	主蒸気第二隔離弁 (B) 開	DIGITAL
13	モニタリングボスト I C 線量率 H2	nGy/h	主蒸気第二隔離弁 (C) 開	DIGITAL	53	主蒸気第二隔離弁 (C) 開	DIGITAL
14	モニタリングボスト I C 線量率 H3	nGy/h	主蒸気第二隔離弁 (D) 開	DIGITAL	54	主蒸気第二隔離弁 (D) 開	DIGITAL
15	モニタリングボスト I C 線量率 H4	nGy/h	M S I V (第1) 開	DIGITAL	55	M S I V (第1) 開	DIGITAL
16	モニタリングボスト I C 線量率 H5	nGy/h	M S I V (第2) 開	DIGITAL	56	M S I V (第2) 開	DIGITAL
17	モニタリングボスト I C 線量率 H6	nGy/h	M / C 6-3 A 電圧	V	57	M / C 6-3 A 電圧	V
18	モニタリングボスト N a I 線量率 L1	nGy/h	M / C 6-3 B 電圧	V	58	M / C 6-3 B 電圧	V
19	モニタリングボスト N a I 線量率 L2	nGy/h	M / C 6-E 電圧	V	59	M / C 6-E 電圧	V
20	モニタリングボスト N a I 線量率 L3	nGy/h	M / C 6-3 S A1 電圧	V	60	M / C 6-3 S A1 電圧	V
21	モニタリングボスト N a I 線量率 L4	nGy/h	M / C 6-3 S A2 電圧	V	61	M / C 6-3 S A2 電圧	V
22	モニタリングボスト N a I 線量率 L5	nGy/h	M / C 6-3 S B1 電圧	V	62	M / C 6-3 S B1 電圧	V
23	モニタリングボスト N a I 線量率 L6	nGy/h	M / C 6-3 S B2 電圧	V	63	M / C 6-3 S B2 電圧	V
24	原子炉圧力 (広帯域) (B V)	MPa	M / C 6-3 C 電圧	V	64	M / C 6-3 C 電圧	V
25	P L R ポンプ (A) 入口温度 (T / C)	°C	M / C 6-3 D 電圧	V	65	M / C 6-3 D 電圧	V
26	P L R ポンプ (B) 入口温度 (T / C)	°C	M / C 6-3 H 電圧	V	66	M / C 6-3 H 電圧	V
27	H P C S ポンプ出口流量	m ³ /h	D / G 3 A 遮断器 6-3 D G A 投入	DIGITAL	67	D / G 3 A 遮断器 6-3 D G A 投入	DIGITAL
28	L P C S ポンプ出口流量	m ³ /h	D / G 3 B 遮断器 6-3 D G B 投入	DIGITAL	68	D / G 3 B 遮断器 6-3 D G B 投入	DIGITAL
29	A D S A系 作動	DIGITAL	H P C S D / G 遮断器 6-3 D G H 投入	DIGITAL	69	H P C S D / G 遮断器 6-3 D G H 投入	DIGITAL
30	A D S B系 作動	DIGITAL	D / W 放射線モニタ A	Sv/h	70	D / W 放射線モニタ A	Sv/h
31	H P C S ポンプ運転中	DIGITAL	D / W 放射線モニタ B	Sv/h	71	D / W 放射線モニタ B	Sv/h
32	L P C S ポンプ運転中	DIGITAL	S / C 放射線モニタ A	Sv/h	72	S / C 放射線モニタ A	Sv/h
33	R H R ポンプ (A) 出口流量	m ³ /h	S / C 放射線モニタ B	Sv/h	73	S / C 放射線モニタ B	Sv/h
34	R H R ポンプ (B) 出口流量	m ³ /h	R P V バローメータ部 周辺温度 (最大)	°C	74	R P V バローメータ部 周辺温度 (最大)	°C
35	R H R ポンプ (C) 出口流量	m ³ /h	サプレッションポンプ水温 (最大)	°C	75	サプレッションポンプ水温 (最大)	°C
36	R H R ポンプ (A) 運転中	DIGITAL	圧力抑制室水位 (B V)	mm	76	圧力抑制室水位 (B V)	mm
37	R H R ポンプ (B) 運転中	DIGITAL	C A M S 水素濃度 A	%	77	C A M S 水素濃度 A	%
38	R H R ポンプ (C) 運転中	DIGITAL	C A M S 水素濃度 B	%	78	C A M S 水素濃度 B	%
39	原子炉水位 (広帯域) (P B V)	mm	C A M S A系サンプフル切替 (D / W)	DIGITAL	79	C A M S A系サンプフル切替 (D / W)	DIGITAL
40	原子炉水位 (燃料域) (P B V)	mm	C A M S B系サンプフル切替 (D / W)	DIGITAL	80	C A M S B系サンプフル切替 (D / W)	DIGITAL

別表 4-1 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与

備考	原子力防災組織の派遣	原子力防災要員等	1名	副本部長	1名	原子力防災要員等の貸与	※1:ヨウ素サングラスと共用
		本部付	6名				
		広報班	1名				
		環境放射線モニタリング，汚染検査，汚染除去に関する事項					
	原子力防災組織			技術班	2名	シチレーシヨシ線サ一ベシメータ	2台
		放射線管理班	7名	電離箱式サ一ベシメータ	4台		
		保修班	4名	中性子サ一ベシメータ	1台		
				シチレーシヨシ線サ一ベシメータ	2台		
				シチレーシヨシ線サ一ベシメータ	1台		
				TLD素子	100個		
				警報付ボケツト線量計	30個		
				ボ一タアルエフサングラス	※1 2台		
				モニタリソカ一	1台		

98-18

8フーII

1

別表 5-1 東通原子力発電所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与

備考	原子力防災資機材等の貸与	原子力防災要員等の派遣	6名	派遣要員	1台	原子力事業所災害対策支援拠点の活動に関する事項	※1:ヨウ素サングラスと共用
					シチレーシヨシ線サ一ベシメータ		
					電離箱式サ一ベシメータ		
					G M管式汚染サ一ベシメータ		
					警報付ボケツト線量計		
					ケツクサレベシト		
					タイベツク		
					コム手袋		
					フリルター付き防護マスク		
					遮へい材		
					ボ一タアルエフサングラス		
					※1 2台		
					ホルボサ一カウシタ		
					可搬型モニタリソボクスト		
			G e半導体式試料放射能測定装置				

・準備数量については，全て程度とする。

・支援にあたっては，陸路による輸送を基本とし，必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。

98-18

6フーII

別表5-2 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与

備考	原子力防災資機材等の貸与	1台	シールドモニタリング線サーベイメータ	3名	協力要員	環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項
	原子力防災要員等の派遣	1台	電離箱式サーベイメータ			
		2台	G M管式汚染サーベイメータ			
		50個	警報付ホケッ卜線量計			
		10巻	タングステンフィルム			
		1,000巻	タイマック			
		2,000双	ゴム手袋			
		50個	フィルム付き防護マスク			
		100枚	遮へい材			
		※1 2台	ポータブルエアサンプラ			
		1台	ホルムホルムイ-カウシタ			
		2台	可搬型モニタリングポスト			
		1台	G e半導体式放射能測定装置			

・準備数量については、全て程度とする。

・支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。

II-50

(参考)

更なる防災体制の整備計画

II-51

1. 緊急時対策所

(1) 緊急時対策所に配備されている下記の設備を、統合原子力防災ネットワーク（衛星系ネットワーク）へ接続する。

- a. 非常用通信機器（IP電話、IPファックス）
- b. テレビ会議システム（整備完了予定）

国の衛星系ネットワーク整備完了後、平成25年度に整備完了予定

(2) 緊急時対策所に配備されている下記の設備を、統合原子力防災ネットワーク（地上系および衛星系ネットワーク）へ接続する。

- a. データ伝送システム（整備完了予定）

原子力事業所から伝送されるSPDSデータを集める施設（データセンター）のバックアップとして国が整備している第2データセンターの整備完了後、平成27年度に整備完了予定

2. 本店対策本部室

(1) 本店対策本部室に配備されている下記の設備を、統合原子力防災ネットワーク（衛星系ネットワーク）へ接続する。

- a. 非常用通信機器（IP電話、IPファックス）
- b. テレビ会議システム
- c. データ伝送システム（整備完了予定）

国の衛星系ネットワーク整備完了後、平成25年度に整備完了予定

以上

様式集

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	III-1
様式 2	原子力防災要員現況届出書	III-2
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	III-3
様式 4	放射線測定設備現況届出書	III-4
様式 5	原子力防災資機材現届出書	III-5
様式 6	防災訓練実施結果報告書	III-6
様式 7	1マイクログラム毎時以上の放射線量率検出の連絡（原子炉施設）	III-7
様式 8	特定事象発生通報（原子炉施設）	III-8
様式 9	特定事象発生通報（事業所外運搬）	III-9
様式 10	応急措置の概要（原子炉施設）	III-10
様式 11	応急措置の概要（事業所外運搬）	III-12
様式 12	原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告様式（原子炉施設）	III-14
様式 13	原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告様式（事業所外運搬）	III-16

様式集

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

内閣総理大臣，原子力規制委員会 殿 届出者 住所 氏名 印 <small>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)</small>		年 月 日
別紙のとおり，原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので，原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種類とその年月日	年 月 日	
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日	
協議した都道府県知事及び市町村長		
予定される要旨の公表の方法		

- 備考1 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。
- 2 協議が調っていない場合には，「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

原子力規制委員会，宮城県知事，女川町長，石巻市長 殿 届出者 住所 氏名 印 <small>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)</small>		年 月 日
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について，原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所	防災要員の職制	その他の防災要員
業務の種類		名
情報の整理，関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検，応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医療に関する措置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

- 備考1 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。
- 2 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長 殿 届出者 住所 氏名 印 （法人にあってはその名称及び代表者の氏名） （担当者 所属 電話 ） 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策 特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。		年 月 日
原子力事業所の名称及び場所		
区 分	選 任	解 任
氏 名		
選任・解任年月日		
職務上の地位		
氏 名		
選任・解任年月日		
職務上の地位		

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長 殿 届出者 住所 氏名 印 （法人にあってはその名称及び代表者の氏名） （担当者 所属 電話 ） 放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規 定に基づき届け出ます。		年 月 日
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
設置場所		
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
設置場所		
	検出される数値の把握方法	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、第11条第1号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長 殿 届出者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)		年月日
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	個
	フィルター付き防護マスク	個
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線
	ファクシミリ	台
	携帯電話等	台
計測器等	固定式測定器	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台
	中性子線測定用サーベイメータ	台
	空間放射線積算線量計	個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台
	可搬式ダスト測定関連機器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定器	台
	測定関連機器	台
	個人用外部被ばく線量測定器	台
その他資機材	ヨウ素剤	錠
	担架	台
	除染用具	式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式
	その他	モニタリングカー

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

防災訓練実施結果報告書

原子力規制委員会 殿 報告者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)	年月日
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年月日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

1 マイクロシーベルト毎時以上の放射線量率検出の連絡（原子炉施設）

原子炉規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長、 登米市長、東松島市長、浦谷町長、美里町長、南三陸町長、関係機関 殿 通報者名 連絡先 TEL () モニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量率が検出されたので 連絡します。		平成 年 月 日
原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1番地	
事象の発生箇所	女川原子力発電所 号機	
事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した事象の概要	事象の種類	モニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量率の検出
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 () 原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り (cps → cps) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り (最大値: nGy/h → nGy/h, No.) その他 (当面とった措置等)
その他事象の把握に参考となる情報	気象状況 (確認時刻 時 分) : 天候 () 風向 () , 風速 () m/s, 大気安定度 ()	

特定事象発生通報（原子炉施設）

内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長、 登米市長、東松島市長、浦谷町長、美里町長、南三陸町長、関係機関 殿 通報者名 連絡先 TEL ()		平成 年 月 日
原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1番地	
特定事象の発生箇所	女川原子力発電所 号機	
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・ 火災爆発等による放射性物質放出・スクラム失敗・ 原子炉冷却材喪失・原子炉給水喪失・原子炉除熱機能喪失・ 全交流電源喪失・直流電源喪失・ 停止時原子炉水位異常低下・燃料プール水位異常低下・ 中央制御室使用不能・原子炉外臨界・ 原子力緊急事態宣言に関する事象
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 () 原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り (cps → cps) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り (最大値: nGy/h → nGy/h, No.) その他
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

特定事象発生通報（事業所外運搬）

内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣 都道府県知事， 市町村長 殿 通報者名 連絡先 TEL ()		平成 年 月 日
第10条 通報 事業所外運搬に係る特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1番地	
特定事象の発生箇所	都道府県 市区町村	
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した特定事象の種類	事業所外運搬放射線量異常，事業所外運搬放射性物質漏えい・原子力緊急事態宣言に関する事象	
想定される原因	火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他 ()	
特定事象の概要	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。

応急措置の概要（原子炉施設）

内閣総理大臣 原子力規制委員会 宮城県知事，女川町長，石巻市長， 登米市長，東松島市長，涌谷町長，美里町長，南三陸町長，関係機関 殿 第25条 報告		(第 報)
原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき，応急措置の概要を以下のとおり報告します。		
発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者 東北電力㈱女川原子力発電所 原子力防災管理者：
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者
1. 特定事象件名：		
2. 特定事象の発生箇所：女川原子力発電所 号機		
3. 特定事象の発生時刻：平成 年 月 日 時 分		
4. 発生事象と対応の概要		
5. 周辺環境への影響 無 ・ 有 (6, 7 参照)		

応急措置の概要 (原子炉施設)

6. プラントの状況		確認時刻		時 分	
事故発生時の状況	発電所状態	原子炉出力			%
	停止時刻	炉心平均燃焼度			MWD/MTU
現在の状況	原子炉出力	%	原子炉圧力		MPa [gauge]
	原子炉水温度	℃	原子炉水位		mm
	格納容器圧力	kPa [gauge]	格納容器内水素濃度 (ドライ値)		%
7. 放射性物質の放出状況等		確認時刻		時 分	
放出状況	放出開始時刻	放出停止時刻			
	放出箇所	放出高さ (地上高)			m
・放出状況の評価を開始した時刻 (時 分) ・放出継続時間 (時間 分)	放出実績評価	評価時点での放出率	評価時刻までの放出量		
	希ガス	Bq/h			Bq
	ヨウ素	Bq/h			Bq
その他(核種)		Bq/h			Bq
	主排気筒	cps			
モニタリングポスト	名称	MP-1	MP-2	MP-3	MP-4
	nSv/h				MP-5
気象情報	μSv/h				MP-6
	天候				風向
	風速	m/s			大気安定度
8. 放射性物質の放出評価		評価時刻		時 分	
放出見通し	放出評価時刻以降の放出見通し	希ガス		ヨウ素	合計
		Bq		Bq	Bq
最大地点の線量の推定	外部全身被ばく	方位		距離	被ばく線量
	甲状腺被ばく			km	mSv
9. 被ばく者の状況および汚染拡大の有無		確認時刻		時 分	
被ばく者の状況	有・無	被ばく者名		要救助者名	
汚染拡大の有無	有・無				
10. その他					

応急措置の概要 (事業所外連絡)

内閣総理大臣 原子力規制委員会 国土交通大臣 都道府県知事 市町村長 殿		第25条 報 告		(第 報)	
原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。					
発信日時	平成	年	月	日	分
受信日時	平成	年	月	日	分
1. 特定事象件名: _____					
2. 特定事象の発生箇所: _____ 都道府県 _____ 市区町村 _____					
3. 特定事象の発生時刻: 平成 年 月 日 時 分					
4. 発生事象と対応の概要					
5. 周辺環境への影響 無 ・ 有 (7, 8参照)					

応急措置の概要 (事業所外連絡)

6. 輸送容器の状況		確認時刻	時	分
事故発生時の状況	輸送物			
	出発地/到着予定地			
現在の状況	火災の有無	有・無		
	漏えいの有無	有・無		
	特記事項			

7. 放射性物質の放出状況等		確認時刻	時	分
放出状況	放出、漏えい開始時刻			
	放出、漏えい箇所			
放射線量率	距離・場所			
	mSv/h μSv/h			

8. 放射性物質の放出評価		評価時刻	時	分
放出見通し	放出評価時刻以降の放出見通し			
	外部全身被ばく	方位	距離	被ばく線量
最大地点の線量の推定			m	mSv

9. 被ばく者の状況および汚染拡大の有無		確認時刻	時	分
被ばく者の状況	有・無	被ばく者名		
	有・無	要救助者名		

10. その他

原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告様式 (原子炉施設)

内閣総理大臣 原子力規制委員会 宮城県知事, 女川町長, 石巻市長, 登米市長, 東松島市長, 涌谷町長, 美里町長, 南三陸町長, 関係機関 殿		(第 報)
第15条 報告		
原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要 (同法第15条第1項に係る原子力緊急事態事象の発生) を以下のとおり報告します。		
発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者 東北電力㈱女川原子力発電所 原子力防災管理者:
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者
1. 特定事象件名: _____		
2. 特定事象の発生箇所: 女川原子力発電所 号機		
3. 特定事象の発生時刻: 平成 年 月 日 時 分		
4. 報告する内容 敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・火災爆発等による放射性物質放出・ 原子炉外臨界・原子炉停止機能喪失・ECS作動失敗・格納容器圧力上昇・ 圧力抑制機能喪失・原子炉冷却却機能喪失・直流電源喪失・炉心溶融・ 停止時原子炉水位異常低下・中央制御室等使用不能		
5. 発生事象と対応の概要		
6. 周辺環境への影響 無 ・ 有 (8, 9参照)		